

## (別紙2)

# 安心・安全なまちづくり活動公募配分(令和5年度事業)取扱要領

## 1 公募配分対象団体について

配分要綱2の(1)、(2)、(3)に定める対象団体のうち、過去に本事業の配分を受けている団体は対象としない。

ただし、(1)の団体について、複数の住民組織団体により構成される住民自治組織やまちづくり委員会が申請団体となる場合は、住民自治組織等の名称の後に必ず地区名を入れることとし、地区名は、申請事業実施地区もしくは、物品保管地区とする。

## 2 公募配分対象事業について

配分要綱2の(1)に定める「市町村域内において、地域住民を対象として行う防災・防犯に係る啓発活動、訓練・研修・講座等の開催、物品の整備とする。防災物品の整備については、次に掲げる(1)から(5)の事業メニューのいずれか一つとし、それぞれ事業メニュー内に掲げる物品(※付属品を含む)のみを対象とする。

### (1) 避難所用物品整備事業

- ・発電機 ・テントセット ・投光器 ・投光器スタンド ・炊出用釜 ・発電式ラジオ
- ・ヘルメット ・ポータブルアンプ及びマイクセット

### (2) 負傷者・要配慮者等移動用物品整備事業

- ・担架 ・車いす ・リヤカー

### (3) 救命物品整備事業

- ・AED ・救急セット ・救助用工具

### (4) 避難誘導用物品整備事業

- ・メガホン ・無線機 ・ポータブルアンプ及びマイクセット

### (5) 防災物品保管庫整備事業

- ・防災物品保管用倉庫(物置)

※ 付属品とは、対象物品と一体として使われるものをいう。ただし、消耗品のほか、充電パック等の予備類に該当するものは対象外とする。

## 3 配分対象となる活動の期間

令和5年(2023年)4月から1年以内の間に行う事業(令和5(2023)年度実施事業)

## 4 申請について

### (1) 提出書類

- ア 別紙3「安心・安全なまちづくり活動公募配分申請書」
- イ 別紙3「申請事業計画書」
- ウ 別紙3「経費積算書」(防災訓練、学習会等の事業申請の場合のみ)
- エ 見積書の写し(消費税・適正な値引きを含む)

※テント、リヤカー、防災物品保管庫については、ペイント等により当該物品に「ありがとう赤い羽根募金」と記載し、その文字代も必ず含めること。

- オ カタログの写し

カ 定款、会則又は規約

キ 前年度（令和3年度）事業報告書・決算書

(2) 提出方法

ア 申請者は、申請受付期限までに地元の市町村共同募金委員会（支会）に申請書を提出する。

イ 申請を受け付けた市町村共同募金委員会（支会）は、「送付票兼申請事業確認書（様式2）」を申請書類に添付し、期限までに本会に提出する。

ウ 県・市町村社会福祉協議会、保育所を運営する社会福祉法人は、直接本会に申請を行うものとする。

(3) 申請受付期間：令和4年9月1日(木)から11月30日(水)まで

#### 4 配分の決定について

(1) 配分の決定は、令和5年3月末日までに本会配分委員会、理事会及び評議員会において決定し、配分決定者に対して配分決定通知書の交付を行う。

(2) 配分決定者においては、本会が指定する方法により決定事業が共同募金事業であることの明示を必ず行うものとする。

#### 5 その他

(1) この要領は、社会情勢等を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。

(2) 配分決定（令和5年3月末予定）以前に事業着手しているものについては、配分対象としない。

(3) 申請事業は、長野県共同募金会において過去の市町村ごとの配分実績数、申請団体の決算状況（繰越金等）等を勘案して優先順位を付し、予算の範囲内で決定するため、申請すれば必ず配分金が決定されるとは限らない。

※新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、令和4年度募金実績額の大きな変動が予想される。本年度の募金実績額に基づき、令和5年3月の配分委員会等において配分先及び配分額が決定される予定である。